

## 令和2年度「東松山市プレミアム付商品券」発行事業の目的と概要

### 【目的】

東松山市商工会では、市内の消費者の消費活動を促し、新型コロナウイルス感染症拡大で大きな影響を受けている市内事業所の売上機会の増加・売上向上を図り事業継続を支援することを目的で実施いたします。

### 【概要】

- (1) 商品券名 東松山市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行総額 5億2千万円（プレミアム30%1億2千万円含む）  
総発行数 40,000冊
- (3) プレミアム率 30%（10,000円で13,000円分の商品券）
- (4) 販売価格 1冊10,000円（下記の組合せ）  
A券：どの加盟店でも使用できる共通券 1,000円×8枚  
B券：大型店以外の加盟店専用券 500円×10枚  
※大型店・売場面積1,000㎡を超える店舗
- (5) 販売限度額 一世帯3冊まで  
※予約受付期間内に、予約販売冊数が総発行数を超えた場合、抽選とする。但し、1世帯1冊は当選する。
- (6) 有効期間 令和2年12月1日（火）～令和3年5月31日（月）  
有効期限を経過した商品券は無効とする。

### 【商品券の販売方法】

- (1) 予約販売 往復はがきにて予約受付（予約受付は東松山市商工会）  
住所、氏名、電話番号、引換希望場所、購入希望冊数を記入  
1世帯1通のみ
- (2) 予約受付期間 令和2年10月26日（月）～令和2年11月16日（月）消印有効  
11月25日頃結果発送
- (3) 引換・販売期間 令和2年11月28日（土）～令和2年12月18日（金）
- (4) 引換・販売場所
  - ①市内郵便局  
平日 午前9時～午後5時
  - ②東松山市商工会 午前9時～午後4時  
平日 会場 東松山市商工会2階大会議室  
※休日（11月28日（土）、11月29日（日）、12月6日（日）は、  
東松山市総合会館4F多目的ホールで販売

## 【加盟店の登録手続について】

### 1. 登録の資格

加盟店（本商品券を取り扱う事が出来る事業所）の登録資格は、原則、当市商工会員で東松山市内で事業を行っている事業者です。

《取扱店業種の例》

- ◆小売業…食料品、衣料品、日用品雑貨、家電、自転車など。
- ◆飲食業…飲食店、喫茶店、居酒屋など
- ◆サービス業…理・美容、クリーニング、エステなど
- ◆その他…建築・リフォーム、造園、建具、内装工事、防水工事、電気工事、自動車整備  
病院クリニック、薬局など

〈注意点〉

※小売店は売場面積により大型店（1,000平方メートル超）と、一般商店（1,000平方メートル以下）に分類されます。飲食業、サービス業、その他は一般商店として扱います。

※「一般商店・大型店併用券」と「一般商店専用券」があります。大型店では「併用券」のみ使用できます。

※加盟店登録は、店舗ごとになります。

※商品券発行概要にある対象外の一部業種、取引はご利用になれません。

### 2. 参加負担金

無 料

### 3. 参加資格

東松山市内で事業を行っている商工業者で次の①～④に該当する事業者を除いたもの。

- ① 風俗法に規定する特殊営業に係わる事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と係る場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う事業者
- ③ 下記《商品券の利用範囲（制限）》に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員）又は、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

#### ●《商品券の利用範囲（制限）》

次に示す内容について商品券の利用は出来ません。

- ① 換金性の高いもの（商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等）
- ② 風俗法に規定する特殊営業に係わるもの

- ③ 国や地方公共団体、公共料金への支払い
- ④ 取扱店が特別に指定した商品
- ⑤ 株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ⑥ たばこ
- ⑦ その他東松山市商工会が別途定めたもの

#### 4. 登録申込みの手続

加盟店を希望する事業所は、東松山市商工会事務所に登録申請の手続きをし、商工会長の承認を得ることになっております。

##### (1) 登録手続の方法

- ①同封の「東松山市商品券加盟店申込書」に必要事項（チラシ掲載用店舗名・事業所名・代表者名・店舗所在地・電話番号・業種・振込先登録金融機関名等）を記入して、  
10月9日（金）迄に商工会へ提出してください。（土・日・祝日は除く）

##### (2) 加盟店負担金

無 料

##### (3) 加盟店への交付書類

加盟店に登録して戴きますと次に掲げる書類が交付されます。

- ①チラシ・ポスター    ②加盟店登録証明書    ③換金請求書
- ④商品券見本        ⑤のぼり旗

##### (4) 登録申請期間

- ①令和2年10月9日までに登録申請した事業者は新聞折込のチラシに加盟店一覧表を公表します。
- ②令和2年10月10日以降登録申請した事業者でも状況により、商品券引換時に加盟店一覧表に掲載されます。
- ③全加盟店は商工会ホームページに随時掲載されます。

##### (5) 商品券の換金

顧客（利用者）から受け取った商品券の換金については、次に掲げる通りです。

- ① 換金期間    令和2年12月1日～令和3年6月30日  
（換金期間の過ぎた商品券は無効となります）

##### ② 換金方法

- ・商工会へ提出した加盟申込書に記入した市内金融機関（埼玉りそな銀行東松山支店、武蔵野銀行東松山支店・高坂支店、東和銀行東松山支店・東平支店、埼玉縣信用金庫東松山支店、埼玉中央農協）を窓口とし、商品券と換金請求書と加盟店登録証明書を持参し、換金手続をして戴きます。
- ・定められた日に指定口座へ振り込み致します。

※換金申し込み時に指定金融機関等で口座をご記入下さい。

